

金武町告示第24号

金武町企業版ふるさと納税実施要綱を次のように定める。

令和6年3月14日

金武町長 仲間 一

金武町企業版ふるさと納税実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する法人からの寄附に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき、金武町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる金武町まち・ひと・しごと創生推進事業に当てはまる事業かつ、金武町が定める団体補助金等交付規則第3条若しくは社会教育関係補助金交付規則第3条関係の団体が実施する事業とする。
- (2) 寄附対象法人 町の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附の申出をしようとするときは、金武町企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を町長へ提出するものとする。

(寄附の受領等)

第4条 町長は、寄附対象事業の事業費の確定後、事業費の範囲内で前条の寄附申出書を提出した寄附対象法人からの寄附金を受領することとともに、当

該法人に受領証（様式第2号）を交付する。

- 2 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合、町長は事業費が確定した後に、寄附対象法人に対して事業費確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 町長は次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。
 - （1）寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
 - （2）前号に定めるほか、町長が特に必要と認めるとき。
- 4 町長は受領した寄附金を金武町が定める団体補助金等交付規則第3条若しくは社会教育関係補助金交付規則第3条関係の団体に対する補助金へ充当する。

（公表）

第5条 町長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、広報誌又は町ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。